

平成 30 年第 1 回臨時会

むかわ町議会会議録

平成30年 4月23日 開会

平成30年 4月23日 閉会

むかわ町議会

平成30年第1回むかわ町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	3
第 1 号 (4月23日)	
議事日程	5
本日の会議に付した事件	6
出席議員	6
欠席議員	7
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7
事務局職員出席者	8
臨時議長の紹介	9
臨時議長挨拶	9
開会及び開議	9
議員・理事者・説明員の紹介	9
町長挨拶及び町長提出事件の概要説明	12
議事日程の報告	15
仮議席の指定	15
会議録署名議員の指名	15
選挙第1号 むかわ町議会議長の選挙	15
会期の決定	18
選挙第2号 むかわ町議会副議長の選挙	19
議席の指定	21
常任委員の選任	21
日程の追加	22
議長の常任委員辞任	23
諸般の報告	24
議会広報委員の選任	24
諸般の報告	25

議会運営委員の選任	2 5
諸般の報告	2 6
選挙第 3 号 胆振東部消防組合議会議員の選挙	2 6
選挙第 4 号 胆振東部日高西部衛生組合議会議員の選挙	2 7
選挙第 5 号 平取町外 2 町衛生施設組合議会議員の選挙	2 8
選挙第 6 号 むかわ町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	2 9
報告第 1 号の上程、説明、質疑	3 1
承認第 1 号から承認第 2 号の一括上程、説明、質疑、採決	3 2
承認第 3 号の上程、説明、質疑、採決	3 5
同意第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 8
同意第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 9
同意第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 1
同意第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 2
同意第 5 号から同意第 7 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	4 3
議案第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 6
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 7
閉会中の所管事項調査の件	4 8
監査委員挨拶	4 9
閉議及び閉会	5 0
署名議員	5 1

むかわ町告示第15号

平成30年第1回むかわ町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年4月18日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 平成30年4月23日（月）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

3 付議事件

町長から提出あった事件

報 告

報告第 1号 専決処分報告に関する件
(工事請負契約の変更に関する件)

承 認

承認第 1号 専決処分につき承認を求める件
(平成29年度むかわ町一般会計補正予算(第7号))

承認第 2号 専決処分につき承認を求める件
(平成29年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号))

承認第 3号 専決処分につき承認を求める件
(むかわ町税条例の一部を改正する条例)

同 意

同意第 1号 むかわ町監査委員の選任につき同意を求める件

同意第 2号 むかわ町監査委員の選任につき同意を求める件

同意第 3号 むかわ町副町長の選任につき同意を求める件

同意第 4号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件

同意第 5号 むかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件

同意第 6号 むかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件

同意第 7号 むかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件

議案

議案第 29号 むかわ町防災備蓄倉庫設置条例の一部を改正する条例案

議員等から提出あった事件

選挙第 1号 むかわ町議会議長の選挙

選挙第 2号 むかわ町議会副議長の選挙

選挙第 3号 胆振東部消防組合議会議員の選挙

選挙第 4号 胆振東部日高西部衛生組合議会議員の選挙

選挙第 5号 平取町外 2 町衛生施設組合議会議員の選挙

選挙第 6号 むかわ町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

発議第 1号 むかわ町議会委員会条例の一部を改正する条例案

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	東	千吉	議員	2番	舞	良喜	久	議員			
3番	山	崎満	敬	議員	4番	佐	藤	守	議員		
5番	大	松	紀美子	議員	6番	三	上	純	一	議員	
7番	野	田	省	一	議員	8番	三	倉	英	規	議員
9番	星	正	臣	議員	10番	津	川	篤	議員		
11番	北	村	修	議員	12番	中	島	勲	議員		
13番	小	坂	利	政	議員						

不応招議員（なし）

平成30年第1回むかわ町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成30年4月23日（月）午前10時開会

第 1 仮議席の指定

第 2 会議録署名議員の指名

議員等提出事件

第 3 選挙第 1号 むかわ町議会議長の選挙

第 4 会期の決定

第 5 選挙第 2号 むかわ町議会副議長の選挙

第 6 議席の指定

第 7 常任委員の選任

第 8 議会広報委員の選任

第 9 議会運営委員の選任

第10 選挙第 3号 胆振東部消防組合議会議員の選挙

第11 選挙第 4号 胆振東部日高西部衛生組合議会議員の選挙

第12 選挙第 5号 平取町外2町衛生施設組合議会議員の選挙

第13 選挙第 6号 むかわ町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

町長提出事件

第14 報告第 1号 専決処分報告に関する件

（工事請負契約の変更に関する件）

第15 承認第 1号 専決処分につき承認を求める件

（平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第7号））

第16 承認第 2号 専決処分につき承認を求める件

（平成29年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））

第17 承認第 3号 専決処分につき承認を求める件

（むかわ町税条例の一部を改正する条例）

- 第18 同意第 1号 むかわ町監査委員の選任につき同意を求める件
第19 同意第 2号 むかわ町監査委員の選任につき同意を求める件
第20 同意第 3号 むかわ町副町長の選任につき同意を求める件
第21 同意第 4号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件
第22 同意第 5号 むかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件
第23 同意第 6号 むかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件
第24 同意第 7号 むかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件
第25 議案第29号 むかわ町防災備蓄倉庫設置条例の一部を改正する条例案

議員等提出事件

- 第26 発議第 1号 むかわ町議会委員会条例の一部を改正する条例案
第27 閉会中の所管事項調査の件
(議会運営委員会・議会広報委員会)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第27まで議事日程に同じ

議員等提出事件

追 加 議長の総務厚生文教常任委員辞任の件

出席議員(13名)

1番	東 千吉	議員	2番	舞 良喜久	議員
3番	山 崎 満 敬	議員	4番	佐 藤 守	議員
5番	大 松 紀美子	議員	6番	三 上 純 一	議員
7番	野 田 省 一	議員	8番	三 倉 英 規	議員
9番	星 正 臣	議員	10番	津 川 篤	議員
11番	北 村 修	議員	12番	中 島 勲	議員
13番	小 坂 利 政	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹 中 喜 之	副 町 長	渋 谷 昌 彦
支 所 長	田 所 隆	会 計 管 理 者	藤 井 清 和
総務企画課長	成 田 忠 則	総務企画課幹主	梅 津 晶
総務企画課幹主	大 塚 治 樹	総務企画課幹主	西 幸 宏
町民生活課長	萬 純二郎	町民生活課幹主	飯 田 洋 明
健康福祉課長	高 橋 道 雄	健康福祉課幹主	今 井 喜代子
健康福祉課幹主	藤 田 浩 樹	産業振興課長	酒 卷 宏 臣
産業振興課幹主	東 和 博	産業振興課幹主	今 井 巧
産業振興課幹主	松 本 洋	建設水道課長	山 本 徹
建設水道課幹主	江 後 秀 也	建設水道課幹主	兄 後 敏 彦
地域振興課長	石 川 英 毅	地域振興課幹主	長谷山 一 樹
地域振興課幹主	菅 原 光 博	恐竜ワールド戦略室長	加 藤 英 樹
恐竜ワールド戦略室幹主	櫻 井 和 彦	地域経済課長	吉 田 直 司
地域経済課幹主	高 木 龍一郎	地域経済課幹主	西 村 和 将
国民健康保険穂別診療所事務長	藤 江 伸	教 育 長	長谷川 孝 雄
生涯学習課長	齊 藤 春 樹	教育振興室長	田 口 博
生涯学習課幹主	上 田 光 男	生涯学習課幹主	佐々木 義 弘
選挙管理委員会事務局長	成 田 忠 則	農業委員会会長	鎌 田 晃

農業委員
支局 会長

高 木 龍一郎

監 査 委 員 辻 圓 治

事務局職員出席者

事 務 局 長

八 木 敏 彦

主

査

長谷山 美 香

◎臨時議長の紹介

○議会事務局長（八木敏彦君） おはようございます。

議会事務局の八木でございます。

本日の会議は、去る4月16日開催の初議会招集前のむかわ町議会議員全員による打ち合わせ会議において協議いたしましたとおり、配付しております臨時会会期日程表により運営いたします。

会期中には、全員協議会、常任委員会等も予定されておりますので、予定どおり進行されますよう議員各位の御協力をお願いいたします。

本日の臨時会は、改選後初めての議会であります。

したがって、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

年長の中島議員を御紹介いたします。

中島議員、議長席にお着き願います。

〔中島 勲臨時議長 議長席に着く〕

◎臨時議長挨拶

○臨時議長（中島 勲君） ただいま御紹介をいただきました中島 勲でございます。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○臨時議長（中島 勲君） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、平成30年第1回むかわ町議会臨時会は成立いたしましたので開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議員・理事者・説明員の紹介

○臨時議長（中島 勲君） 本臨時会は、選挙後、初の議会でございます。皆様から自己紹介をお願いしたいと思っております。

最初に、議員から着席順でお願いいたします。

それでは、仮議席1番、山崎議員から順にお願いいたします。

起立してお願いします。

- 1番（山崎満敬君） 山崎です。4年間、よろしくをお願いいたします。
- 2番（野田省一君） 野田省一です。また4年間、よろしくをお願いいたします。
- 3番（東 千吉君） 穂別在住の東です。よろしくお願いをいたします。
- 4番（三倉英規君） 三倉です。よろしくをお願いいたします。
- 5番（星 正臣君） 星 正臣です。よろしくお願いをいたします。
- 6番（舞良喜久君） 穂別在住の舞良喜久です。よろしくをお願いいたします。
- 7番（北村 修君） また4年間お世話になることになりました。北村でございます。よろしくお願いをいたします。
- 8番（大松紀美子君） 大松紀美子です。どうぞよろしくをお願いいたします。
- 9番（小坂利政君） 改めて4年間、よろしくお願いをいたします。小坂です。
- 10番（佐藤 守君） 佐藤 守です。ひとつよろしくお世話になります。
- 11番（三上純一君） 三上純一です。またお世話になります。よろしくお願いをいたします。
- 12番（津川 篤君） 津川でございます。4年間、またひとつよろしくお願いをいたします。
- 臨時議長（中島 勲君） 中島でございます。4年間、よろしくをお願いいたします。
続きまして、理事者、説明員の自己紹介をお願いいたします。
町長からお願いいたします。
- 町長（竹中喜之君） 2期目の町政を担当させていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。竹中でございます。
- 副町長（渋谷昌彦君） 副町長の渋谷でございます。今後ともよろしくをお願いいたします。
- 教育長（長谷川孝雄君） 教育長の長谷川です。よろしくお願いをいたします。
- 監査委員（辻 圓治君） 監査委員の辻です。よろしくお願いをいたします。
- 支所長（田所 隆君） 穂別総合支所長、田所です。よろしくどうぞ。
- 会計管理者（藤井清和君） 会計管理者の藤井清和です。よろしくをお願いいたします。
- 総務企画課長（成田忠則君） 総務企画課長兼ねて政策推進グループ主幹でございます。成田でございます。よろしくお願いをいたします。
- 総務企画課主幹（梅津 晶君） 総務企画課主幹、総務グループを担当しております梅津で

ございます。よろしくお願いいたします。

- 地域振興課長（石川英毅君） 穂別総合支所、地域振興課長の石川でございます。よろしくお願いいたします。
- 恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） 穂別総合支所に拠点を置いております恐竜ワールド戦略室室長、加藤でございます。よろしくお願いいたします。
- 総務企画課主幹（西 幸宏君） 総務企画課、財務グループ主幹、西 幸宏です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 地域振興課主幹（長谷山一樹君） 穂別総合支所、地域振興課、町民グループ主幹の長谷山です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 恐竜ワールド戦略室主幹（櫻井和彦君） 恐竜ワールド戦略室主幹を兼ねまして、穂別博物館館長の櫻井和彦です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 健康福祉課長（高橋道雄君） 健康福祉課長、高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 健康福祉課主幹（今井喜代子） 健康福祉課主幹、今井です。よろしくお願いいたします。
- 健康福祉課主幹（藤田浩樹君） 健康福祉課主幹、子育て福祉グループ長、藤田です。よろしくお願いいたします。
- 地域振興課主幹（菅原光博君） 穂別総合支所、地域振興課、健康グループ主幹、菅原です。よろしくお願いいたします。
- 町民生活課長（萬 純二郎君） 町民生活課長兼ねて生活環境グループ長の萬 純二郎です。よろしくお願いいたします。
- 町民生活課主幹（飯田洋明君） 町民生活課、税務グループ主幹、飯田です。よろしくお願いいたします。
- 国民健康保険穂別診療所事務長（藤江 伸君） 穂別診療所事務長、藤江 伸でございます。よろしくお願いいたします。
- 生涯学習課長（齊藤春樹君） むかわ町教育委員会、生涯学習課長、齊藤でございます。よろしくお願いいたします。
- 生涯学習課主幹（佐々木義弘君） むかわ町教育委員会、生涯学習課、学校教育グループ主幹、佐々木でございます。よろしくお願いいたします。
- 生涯学習課主幹（上田光男君） 生涯学習課、社会教育グループ主幹の上田です。よろしくお願いいたします。

- 教育振興室長（田口 博君） むかわ町教育委員会、教育振興室長の田口です。よろしくお願いいたします。
- 産業振興課長（酒巻宏臣君） 産業振興課長の酒巻でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 産業振興課主幹（東 和博君） 産業振興課、農政グループ主幹、東 和博です。よろしくお願いいたします。
- 産業振興課主幹（今井 巧君） 産業振興課、林務水産グループ担当主幹、今井です。よろしくお願いいたします。
- 産業振興課主幹（松本 洋君） 産業振興課、商工観光グループ主幹、松本 洋です。よろしくお願いいたします。
- 地域経済課長（吉田直司君） 穂別総合支所、地域経済課長、吉田です。よろしくお願いいたします。
- 地域経済課主幹（高木龍一郎君） 地域経済課、産業グループ主幹兼ねて農業委員会穂別支局長の高木龍一郎です。よろしくお願いいたします。
- 地域経済課主幹（西村和将君） 地域経済課、建設グループ主幹、西村です。よろしくお願いいたします。
- 農業委員会事務局長（鎌田 晃君） 農業委員会事務局長をやっています鎌田です。よろしくお願いいたします。
- 建設水道課長（山本 徹君） 建設水道課課長、山本 徹でございます。よろしくお願いいたします。
- 建設水道課主幹（江後秀也君） 建設水道課、建設水道課主幹、江後秀也です。よろしくお願いいたします。
- 建設水道課主幹（兄後敏彦君） 建設水道課、上下水道グループ主幹、兄後です。よろしくお願いいたします。
- 臨時議長（中島 勲君） それでは、以上で理事者、説明員の自己紹介を終わります。
ありがとうございました。

◎町長挨拶及び町長提出事件の概要説明

- 臨時議長（中島 勲君） 次に、町長から挨拶及び提出事件の概要説明の申し出がありましたので、これを許します。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成30年第1回むかわ町議会臨時会を開催するに当たりまして、議員の皆様には時節柄何かとお忙しい中を御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず、さきの選挙により、ここに新しく13名の議員の皆様が誕生され、おそろいになりましたこと、まことにおめでとうでございます。私もこのたびの町長選挙におきまして、再び町民の皆様の代表として町政運営を担当させていただくことになりました。

合併して12年がたち、早いテンポでの人口減少や少子高齢化、地域活力の維持、復活という大きな課題と向き合いながら、町の持続的な成長と発展のため、まち・ひと・しごとの創生の好循環を確立していかなければなりません。

これまでの4年間、先人の皆様方が築き上げて来られたこのむかわ町のよい部分を引き継ぎながら、むかわ町が本来持つ特徴や個性を生かしたまちづくりを進めるために必要な種をまいてまいりました。それらの芽を出し、むかわの底力で未来への投資によって花をつけ、実を結ぶことで「人と自然が輝く清流と健康のまち」を実現していくことが、2期目を託された私の大きな役割と考えております。

今後におきましても、私みずからが先頭に立ち、職員と一丸となり、むかわ町のまちづくりに全力を尽くす覚悟でございます。議員の皆様におかれましても、ともに行政を発展させていくべく、御理解、御指導をいただきますようお願いを申し上げまして、招集に当たりましての私の御挨拶にかえさせていただきます。

さて、本臨時会で御審議いただく事件につきましては、報告1件、承認3件、同意7件、議案1件であります。

報告第1号 専決処分報告に関する件につきましては、生田地区シモノ沢排水路整備工事の設計変更が生じ、契約金額を変更したため、平成30年3月9日に専決処分をしましたので、これを議会に報告するものでございます。

承認第1号 専決処分につき承認を求める件につきましては、平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）を平成30年3月30日に専決処分しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

承認第2号 専決処分につき承認を求める件につきましては、平成29年度むかわ町国民健

康保険特別会計補正予算（第3号）を平成30年3月30日に専決処分しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

承認第3号 専決処分につき承認を求める件につきましては、地方税法の改正に伴い、むかわ町税条例の一部を改正する条例を平成30年4月1日に専決処分しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

同意第1号 むかわ町監査委員の選任につき同意を求める件につきましては、本年5月11日をもって任期満了となる識見を有する者から選任する監査委員につきまして、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

同意第2号 むかわ町監査委員の選任につき同意を求める件につきましては、平成30年4月22日をもって任期満了となった議員のうちから選任する監査委員につきまして、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を得るものでございます。

同意第3号 むかわ町副町長の選任につき同意を求める件は、本年5月11日をもって任期満了となる副町長の選任につきまして、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

同意第4号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件は、本年5月11日をもって任期満了となる1名の委員を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

同意第5号から同意第7号 むかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件につきましては、本年5月10日をもって任期満了となる3名の委員の選任につきまして、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

議案第29号 むかわ町防災備蓄倉庫設置条例の一部を改正する条例案につきましては、鶴川地区の防災倉庫新築に伴い、関係条例の所要の改正を行うものでございます。

以上、御審議いただきます事件の概要を御説明申し上げましたが、後ほど説明員から諸事件の内容につきまして御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○臨時議長（中島 勲君） これで町長の挨拶及び提出事件の概要説明を終わります。

これから日程第1、仮議席の指定から日程第13、選挙第6号まで説明員の説明を要しないため、説明員は退席願います。

しばらく休憩します。

〔説明員 退席〕

休憩 午前10時18分

再開 午前10時19分

○臨時議長（中島 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議事日程の報告

○臨時議長（中島 勲君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎仮議席の指定

○臨時議長（中島 勲君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席の議席といたします。

◎会議録署名議員の指名

○臨時議長（中島 勲君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、むかわ町議会会議規則第120条の規定により、仮議席1番、山崎満敬議員、仮議席2番、野田省一議員を指名いたします。

◎選挙第1号 むかわ町議会議長の選挙

○臨時議長（中島 勲君） 次に、日程第3、選挙第1号 むかわ町議会議長の選挙を行います。

選挙は投票で行うか、あるいは指名推選とするかの御意見をお伺いいたします。

御意見はございませんか。

北村議員。

○7番（北村 修君） 指名推選でよろしいかと思いますが。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○2番（野田省一君） 選挙によって決めていただきたいと思います。

○臨時議長（中島 勲君） 野田議員、選挙は投票ですか。

○2番（野田省一君） 投票です。

○臨時議長（中島 勲君） 投票ですね。

ただいま投票によるものと、それから指名推選という2つの意見が出ておりますけれども、この取り扱いについて、どのように諮って決まると思われますか。

○2番（野田省一君） これは自治法だったかな、で決まっていたよね。1人でも異議あれば投票と。

○臨時議長（中島 勲君） そのようになっておりますので、それでは投票で進めたいと思います。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中島 勲君） それでは、議場の出入り口を閉鎖してください。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（中島 勲君） ただいまの出席議員数は13名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に仮議席3番、東 千吉議員、仮議席4番、三倉英規議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（中島 勲君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中島 勲君） 投票用紙の配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

〔「議長、質問。議長、ちょっといいですか」と言う人あり〕

○臨時議長（中島 勲君） 佐藤議員。

○10番（佐藤 守君） 今、投票用紙配付されたんですけども、この右側、これ記名投票のときだけというふうに書いてありますけれども、これ今回は記名投票でないんで、ここに本人の名前、自分の名前を書くと無効になると思うんですけども、その点だけちょっと確認をお願いします。

○臨時議長（中島 勲君） その点について、これから申し上げます。

その前に、投票箱は異状なしと認めます。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名でございます。

投票用紙の左の記載欄に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

投票用紙の記載の方法ですが、記載台で記載の上、投票箱に投函してください。

投票箱までの順路ですが、議長席に向かって右側から登壇し、投票後、左側から自席に戻って着席してください。

ただいまから投票を行います。

点呼を命じます。

[氏名点呼、投票]

○臨時議長（中島 勲君） 投票漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（中島 勲君） 投票漏れなしと認め、これで投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

東議員と三倉議員は、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○臨時議長（中島 勲君） 選挙の結果を報告します。

投票総数は13票でございます。

そのうち、有効投票13票。

有効投票のうち、小坂議員7票、三倉議員6票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票でございますので、したがって、小坂利政議員が議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○臨時議長（中島 勲君） ただいま議長に当選されました小坂利政議員が議長におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

議長に当選されました小坂議員から発言を求められておりますので、これを許します。

小坂利政議員、どうぞ前のほうにおいでください。

当選人の御挨拶をお願いいたします。

[小坂利政議長 登壇]

○議長（小坂利政君） 仮議長の発言の許しをいただきましたので、議長当選に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

私、昭和58年に鶴川町議会の議席を得ることができました。以来、36年になるわけであり
ます。その間、町長選挙に1回挑戦をし、実質9回目の当選をこのたび無競争で町民の信任
を得た結果が出たわけであります。

長い歴史の中で、幾多の変遷の中で、私も議会議員として、皆さんとともにむかわ町発展
のために努力してきたつもりであります。結果、きょう議長選挙において極めて重い議長の
責任を皆さんから推選をいただいたわけであります。この結果をもとに、むかわ町住民福祉
向上、さらには、第1次産業、農業、林業、水産業を中心とした飛躍するむかわ町発展のた
めに皆さんとともに努力をする決意を新たにさせていただきました。

これから、むかわ町行政が立ち向かう大きな課題もたくさんあるわけであります。御存じ
のように、2045年の人口推計が今の半分になる、予測もしない形がこのたび表明されたわけ
であります。むかわ町発展、そして守るためにも、議会が一丸となって、行政と大きな2つ
の両輪の中で、お互いに牽制をし、お互いに協調し、是は是、非は非、そういう議会と行政
のあり方をもう一度再現する、そういう議会になることを私はここでお誓いを申し上げて、
就任の御挨拶にかえさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○臨時議長（中島 勲君） これをもちまして、臨時議長の職務は全部終了いたしました。
皆様方の御協力に感謝いたします。

それでは、小坂議長、席にお着きください。

[小坂利政議長 議長席に着く]

○議長（小坂利政君） 議事の都合により、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時43分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会期の決定

○議長（小坂利政君） 日程第4、会期の決定の件についてお諮りします。

今臨時会の会期は、4月16日開催の議員全員による打ち合わせ会議において協議済みのと

おり、本日1日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、今臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定いたしました。

◎選挙第2号 むかわ町議会副議長の選挙

○議長（小坂利政君） 次に、日程第5、選挙第2号 むかわ町議会副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。会場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（小坂利政君） ただいまの出席議員数は13人であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に仮議席5番、星 正臣議員、仮議席6番、舞良喜久議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（小坂利政君） 投票用紙の漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 投票用紙の漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（小坂利政君） 投票箱は異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の左の記載欄に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

投票用紙の記載の方法ですが、記載台で記載の上、投票箱に投函してください。

投票箱までの順路ですが、議長席に向かって右側から登壇し、投票後、左側から自席に戻って着席ください。

ただいまから投票を行います。

点呼を命じます。

〔氏名点呼、投票〕

○議長（小坂利政君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 投票漏れなしと認め、これで投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

星議員と舞良議員は、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（小坂利政君） 選挙の結果を報告します。

投票総数は13票でございます。

そのうち、有効投票13票、無効投票ゼロ票でございます。

有効投票のうち、中島議員7票、三上議員6票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、中島議員が副議長に当選をされました。

議場の出入り口の閉鎖を解除します。

〔議場開鎖〕

○議長（小坂利政君） ただいま副議長に当選された中島議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

副議長に当選されました中島議員から発言を求められておりますので、これを許します。

中島議員、どうぞ前のほうへおいでください。

当選人の御挨拶をいただきます。

〔中島 勲副議長 登壇〕

○副議長（中島 勲君） ただいま副議長に燦然されました。私も今度は4期目を迎えるわけですけれども、今まで3期12年間、皆さん方にお世話になりながら、そして自分も自分なりに努力を重ねてきました。きょうを境に議長を補佐しまして、議会の改革に努め、ひいては、むかわ町民の方々に応えられるような、期待されるような議会に少しでも近づけたらと思っております。微力ですが、そういうことで努力をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（小坂利政君） しばらく休憩いたします。11時5分に再開します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時05分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議席の指定

○議長（小坂利政君） 日程第6、議席の指定を行います。

議席の指定方法については、去る4月16日に開催されました議員全員による打ち合わせ会議において協議済みであります。

議席は、むかわ町議会会議規則第4条第1項の規定により、議長から指定をいたします。申し上げます。

1番、東 千吉議員、2番、舞良喜久議員、3番、山崎満敬議員、4番、佐藤 守議員、5番、大松紀美子議員、6番、三上純一議員、7番、野田省一議員、8番、三倉英規議員、9番、星 正臣議員、10番、津川 篤議員、11番、北村 修議員、12番、中島 勲議員、13番、小坂であります。

以上です。

ただいま議席番号を指定いたしました。

指定議席への移動のため及び全員協議会招集のため、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時05分

再開 午後 1時30分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま室温が上がっておりますので、上着の着用は自由とさせていただきます。

◎常任委員の選任

○議長（小坂利政君） 日程第7、常任委員の選任を行います。

議会の運営に関する基準第106項の規定により、先刻招集の全員協議会において調整したとおり、総務厚生文教常任委員に、3番、山崎満敬議員、5番、大松紀美子議員、6番、三上純一議員、7番、野田省一議員、8番、三倉英規議員、9番、星 正臣議員、13番、小坂利政議員。

産業建設常任委員に、1番、東 千吉議員、2番、舞良喜久議員、3番、佐藤 守議員、10番、津川 篤議員、11番、北村 修議員、12番、中島 勲議員。

以上のおおりに指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「4番、今3番と言ったけれども、4番」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君） 申しわけありませんでした。訂正をいたします。

産業建設常任委員に、3番と言いましたけれども、4番、佐藤 守議員。

以上のおおりに指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認め、したがって、ただいま指名したとおりに、常任委員に選任することが決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時32分

○副議長（中島 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○副議長（中島 勲君） ただいま小坂議長から総務厚生文教常任委員辞任願が出されています。

お諮りします。

議長の総務厚生文教常任委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務厚生文教常任委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議長の常任委員辞任

○副議長（中島 勲君） 追加日程第1、議長の総務厚生文教常任委員辞任の件を議題にします。

追加日程第1の審議案件は、小坂議長は地方自治法第117条の規定による除斥の対象となりますので、審議終了まで除斥を求めます。

しばらく休憩します。

[小坂利政議長 退場]

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時34分

○副議長（中島 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1、議長の総務厚生文教常任委員辞任の件を議題とします。

議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など、議長固有の権限を考慮するとき、一つの委員会に委員として所属することは適当ではありません。また、行政実例でも、議長については辞任を認めているところであります。

お諮りします。

辞任について許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中島 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務厚生文教常任委員辞任については許可することに決定しました。

小坂議長の除斥を解除します。

しばらく休憩します。

[小坂利政議長 入場]

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時35分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先刻、選任されました各常任委員に申し上げます。

委員会条例第9条第2項の規定により、委員長を互選するため2常任委員会を招集いたします。

休憩中に委員会を開催願います。

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 2時16分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） これから諸般の報告を行います。

休憩中に開催されました2常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

総務厚生文教常任委員会の委員長に7番、野田省一議員、副委員長に9番、星 正臣議員、産業建設常任委員会の委員長に11番、北村 修議員、副委員長に1番、東 千吉議員が選任されましたので、議会の運営に関する基準第107項の規定により報告いたします。

◎議会広報委員の選任

○議長（小坂利政君） 日程第8、議会広報委員の選任を行います。

議会広報委員の選任については、先刻の全員協議会において議長が指名することで協議済みでありますので、指名をいたします。

議会広報委員に、1番、東 千吉議員、2番、舞良喜久議員、3番、山崎満敬議員、4番、佐藤 守議員、5番、大松紀美子議員、7番、野田省一議員、12番、中島 勲議員の7人を指名します。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、議会広報委員に選任することは決定しました。

ただいま選任されました議会広報委員に申し上げます。

委員会条例第9条第2項の規定により、委員長を互選するため委員会を招集します。

休憩中に委員会を開催願います。

しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時36分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） これから諸般の報告を行います。

休憩中に開催されました議会広報委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

委員長に5番、大松紀美子議員、副委員長に4番、佐藤 守議員が選任されましたので、議会の運営に関する基準第107項の規定により報告をいたします。

◎議会運営委員の選任

○議長（小坂利政君） 日程第9、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、先刻の全員協議会において議長が指名することで協議済みでありますので、指名をいたします。

議会運営委員に、1番、東議員、4番、佐藤議員、5番、大松議員、7番、野田議員、9番、星議員、11番、北村議員の6名を指名します。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、議会運営委員に選任することが決定いたしました。
ただいま選任されました議会運営委員に申し上げます。

委員会条例第9条第2項の規定により、委員長を互選するため委員会を招集します。
休憩中に委員会を開催願います。

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時55分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） これから諸般の報告を行います。

休憩中に開催されました議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

委員長に4番、佐藤 守議員、副委員長に9番、星 正臣議員が選任されましたので、議会の運営に関する基準第107項の規定により報告します。

◎選挙第3号 胆振東部消防組合議会議員の選挙

○議長（小坂利政君） 次に、日程第10、選挙第3号 胆振東部消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

胆振東部消防組合議会議員に、3番、山崎議員、9番、星議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました3番、山崎議員、9番、星議員を胆振東部消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3番、山崎議員、9番、星議員が胆振東部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました3番、山崎議員、9番、星議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により告知します。

◎選挙第4号 胆振東部日高西部衛生組合議会議員の選挙

○議長（小坂利政君） 日程第11、選挙第4号 胆振東部日高西部衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

胆振東部日高西部衛生組合議会議員に、8番、三倉議員、12番、中島議員を指名します。
お諮りします。

ただいま議長が指名しました8番、三倉議員、12番、中島議員を胆振東部日高西部衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました8番、三倉議員、12番、中島議員が胆振東部日高西部衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました8番、三倉議員、12番、中島議員が議場におられます。
会議規則第33条第2項の規定により告知します。

◎選挙第5号 平取町外2町衛生施設組合議会議員の選挙

○議長（小坂利政君） 日程第12、選挙第5号 平取町外2町衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

平取町外2町衛生施設組合議会議員に、1番、東議員、2番、舞良議員、5番、大松議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました1番、東議員、2番、舞良議員、5番、大松議員を平取町外

2町衛生施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました1番、東議員、2番、舞良議員、5番、大松議員が平取町外2町衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました1番、東議員、2番、舞良議員、5番、大松議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により告知します。

◎選挙第6号 むかわ町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（小坂利政君） 日程第13、選挙第6号 むかわ町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

この選挙は、選挙管理委員会委員及び補充員の任期が満了することに伴い、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により選挙するものであります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

指名の方法については、議長が指名する5人の議員及び正副議長の7人の選考委員により指名することにしたいと思います。

選考委員は、議長において指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

選考委員会の委員は、3番、山崎議員、4番、佐藤議員、6番、三上議員、8番、三倉議員、11番、北村議員及び正副議長の7人を指名します。

お諮りします。

ただいま議長により指名した7人を指名選考委員とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました7人を指名選考委員に決定しました。

選考委員会を開催するため、しばらく休憩します。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時11分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました選考委員会において、選挙管理委員会委員及び補充員の指名の結果報告が議長の手元にまいりましたので、報告します。

選挙管理委員会委員に、出蔵 貢さん、笠原良三さん、丹治秀昭さん、森 文男さんの4人です。

補充員については、補充の順番に、第1順位、柚田英美子さん、第2順位、東 恵利子さん、第3順位、長谷山幸子さん、第4順位、貞野昭男さんの4人が指名されました。

お諮りします。

初めに、選挙管理委員については、選考委員により指名されました4人を当選することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、出蔵 貢さん、笠原良三さん、丹治秀昭さん、森 文男さんの4人が当選されました。

次に、補充員については、選考委員により指名されました4人を当選することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、補充員に、第1順位、柚田英美子さん、第2順位、東 恵利子さん、第3順位、長谷山幸子さん、第4順位、貞野昭男さんの4人が当選されました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時29分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（小坂利政君） 日程第14、報告第1号 専決処分報告に関する件を議題とします。

本件について報告を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 報告第1号 専決処分報告に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

本件は、平成29年10月開催の第1回臨時議会におきまして議決をいただきました生田地区シモノ沢排水路整備工事請負契約につきまして、設計変更に伴いまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成30年3月9日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

設計変更の内容につきましては、工事過程により排出される産業廃棄物の数量が確定となったことにより、処分に要する費用が必要となったものでございます。

契約の金額の事項中、8,132万4,000円に227万8,800円を追加いたしまして、8,360万2,800円に改めるものでございます。

平成18年5月9日議決のむかわ町長の専決処分事項の指定について、第4号の規定に基づき、当該議決に係る契約金額の100分の5を超えない範囲内での変更であるため、専決処分としたものでございます。

以上で、報告第1号の説明を終わらせていただきます。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） これ専決しているんですけども、事業者名、もし公表できるのであれば、できないのであればまた別ですけども。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 本工事の受注者名は、株式会社遠藤組、穂別支店でございます。

○議長（小坂利政君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで報告第1号 専決処分報告に関する件は報告済みとします。

◎承認第1号から承認第2号の一括上程、説明、質疑、採決

○議長（小坂利政君） 日程第15、承認第1号 平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）から日程第16、承認第2号 平成29年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）までの専決処分につき承認を求める件の2件を一括議題とします。

承認第1号から承認第2号の2件について、提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 承認第1号から承認第2号の専決処分につき承認を求める件につきまして、一括して御説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

承認第1号につきましては、平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）でございまして、歳入では譲与税並びに地方交付税等がそれぞれ確定したこと、歳出では特別会計の繰り出しに係る所要の補正を平成30年3月30日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第178条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、議案書の4ページをお開きください。

第1条でございしますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億6,667万8,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）に関する説明書により御説明申し上げます。

2ページ、歳入より御説明申し上げます。

1款町税につきましては、町民税及び固定資産税が3月末の調定の状況からそれぞれ増額し、たばこ税及び入湯税収入額の確定により減額し、町税全体として1,407万8,000円を追加するものでございます。

2款地方譲与税の565万5,000円の減額から4ページの11款交通安全対策特別交付金の10万円の減額までにつきましては、交付額の確定によりまして、それぞれ追加または減額の補正を行うものでございます。

このうち、10款地方交付税の2,557万5,000円の追加につきましては、特別地方交付税の確定に伴う増額でございまして、3月交付額が見込みを上回り、最終確定額は4億3,496万円となったところでございます。

18款の繰入金につきましては、充当対象事業費の確定や全体的収入の状況から財源確保の見通しが立ちましたことから、財政調整基金繰入金を5,000万円減額するものでございます。

6ページの歳出に移らさせていただきます。

3款民生費の国民健康保険特別会計繰出金（直診勘定）の500万円の追加につきましては、穂別診療所における2月及び3月の入院日数確定により、見込みより診療収入が減少しましたことから一般会計からの繰り出しを増額するものでございます。

以上で、承認第1号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、承認第2号につきまして御説明申し上げます。

議案書の9ページをお開き願います。

承認第2号につきましては、平成29年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（直診勘定補正予算第3号）でございまして、診療収入の確定等により収入内容の変更について、平成30年3月30日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、議案書の10ページをお開きください。

第1条でございしますが、既定の歳入予算の款項の区分及び総額を、議案書11ページの第1表直診勘定歳入歳出予算補正のとおりとするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成29年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（直診勘定補正第3号）に関する説明書により御説明を申し上げます。

2ページの歳入、1款につきましては、診療収入のうち、入院収入で400万円、外来収入で100万円とそれぞれ減額となり、3款の繰入金において一般会計からの繰入金を500万円増額し、収支のバランスを図るものでございます。

以上、承認第1号から第2号まで一括して御説明申し上げました。よろしく御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑の順序は承認番号順といたします。

質疑をされるときは、ページ数及び款項目節、または事業番号を指示の上、質疑を願います。

まず、承認第1号 平成29年度一般会計補正予算（第7号）に関する説明書、別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書の1ページ、1総括、歳入、歳出、2ページから6ページまでの歳入歳出及び議案書つづり3ページから8ページまでの予算総則第1表歳入歳出予算報補正までの全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで承認第1号の質疑を終わります。

次に、承認第2号 平成29年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に関する別冊説明書直診勘定補正予算（第3号）の1ページ、1総括、2ページ、歳入及び議案書つづり9ページから11ページまでの予算総則第1表直診勘定歳入歳出予算補正までの全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで承認第2号の質疑を終わります。

これから承認第1号と承認第2号の2件について採決します。

なお、採決は承認番号順とします。

まず、承認第1号 専決処分につき承認を求める件（平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第7号））について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 専決処分につき承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第2号 専決処分につき承認を求める件（平成29年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 専決処分につき承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定をしました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（小坂利政君） 日程第17、承認第3号 専決処分につき承認を求める件（むかわ町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

飯田町民生活課主幹。

〔飯田洋明町民生活課主幹 登壇〕

○町民生活課主幹（飯田洋明君） 承認第3号 専決処分につき承認を求める件につきまして御説明いたします。

議案書13ページをお開き願います。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、むかわ町税条例の一部を改正する条例につきまして専決処分を行いましたので、同法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、その一部が4月1日に施行されたことに伴いまして、むかわ町税条例の改正が必要となりましたが、議会開催のいとまがございましたので、平成30年4月1日専決処分を行い、所要の改正を行ったものでございます。

改正の内容につきましては、議案書14ページから19ページに記載してございますが、説明

の都合上、別冊にて配付しております議案説明資料1ページをお開き願います。

地方税法等の改正に伴うむかわ町税条例の改正概要により御説明いたします。

初めに、改正の趣旨についてでございますが、先ほど御説明いたしましたとおり、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、その一部が4月1日に施行されたことに伴いまして所要の改正を行ったものでございます。

続きまして、項目ごとの改正の概要について御説明いたします。

(1) 通則に関する項目につきましては、3項目について改正を行ってございます。

いずれも、次に御説明いたします第48条及び第52条の改正に伴いまして、引用条項が変更となりますことから所要の規定整理を行うものでございます。関係条項は、第20条、附則第3条の2及び附則第4条でございます。

(2) 町民税に関する項目につきましては、全部で8項目でございます。

1、個人の町民税の非課税の範囲から6、特別徴収税額の納入の義務等までにつきましては、法律改正にあわせまして、引用条項及び字句の整理を行うものでございます。関係する条項は、第24条、第31条、第36条の2、第47条の3、第47条の5及び第53条の7でございます。

7、法人の町民税の申告納付に係る改正につきましては、租税特別措置法第66条の7第4項などの適用を受ける場合について、法律の改正にあわせまして、規定を整備するものでございます。関係する条項は、第48条でございます。

8、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金に係る改正につきましては、法律改正にあわせまして、読みかえ規定等整備するものでございます。関係する条項は、第52条でございます。

次のページをお開き願います。

(3) 固定資産税に関する項目につきましては、全部で7項目でございます。

1、固定資産税の納税義務者等から3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告までの3項目につきましては、法律の改正にあわせまして、引用条項及び項ずれが生じたものを整理するものでございます。関係条項は、第54条、附則第10条の2及び附則第10条の3でございます。

次に、4、土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義から7、農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例までの4項目につきましては、法律改正にあわせまして、特例に関

する期間、平成29年度までと規定されているものをそれぞれ平成32年度まで延長するものでございます。関係する条項は、附則第11条、附則第11条の2、附則第12条及び附則第13条でございます。

(4) 特別土地保有税に関する項目につきましては、1、特別土地保有税の課税の特例に関する改正でございまして、こちらも法律改正にあわせまして、特例に関する期間の延長をするものでございます。関係条項は、附則第15条でございます。

3、施行期日につきましては、平成30年4月1日とするものでございます。

以上が今回の改正の内容でございますが、なお、今回の改正による新旧対照表につきましては、議案説明資料3ページから23ページに添付してございます。

議案書の18ページにお戻りいただきたいと思っております。

附則といたしまして、第1条で、この改正条例は平成30年4月1日から施行することとしております。第2条では町民税に関する経過措置、第3条では固定資産税に関する経過措置をそれぞれ規定しているものでございます。

以上、承認第3号につきましての説明とさせていただきます。御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 条項の変更とかが多いと思うんですけれども、具体的にこの改正によって町民の皆さんが受ける具体的な例がありましたら、お知らせください。

○議長（小坂利政君） 飯田町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（飯田洋明君） 今回の地方税法の改正によりまして、4月1日に施行された分につきましては、今、御説明いたしましたとおり、専決処分のほうで対応させていただいたところですが、今回の専決処分に係る御質問のような内容につきましては、特段ございません。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第3号 専決処分につき承認を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号 専決処分につき承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第18、同意第1号 むかわ町監査委員の選任につき同意を求める件を議題とします。

同意第1号について提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） 同意第1号 むかわ町監査委員の選任につき同意を求める件について御説明申し上げます。

地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございますが、識見を有するものの中から選任する委員として、むかわ町生田440番地、数矢伸二氏の選任同意を求めるものでございます。

数矢氏は、数矢商店代表を務められており、むかわ町まちづくり委員会委員、むかわ町学校給食検討委員会委員をはじめ、むかわ町商工会理事、たんぼぼカード会副会長、有限会社カム企画代表取締役社長など、事業運営の各分野におきましても広く活躍されている方でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

これから同意第1号について質疑を行います。

同意第1号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで同意第1号についての質疑を終わります。

これから同意第1号について討論を行います。

同意第1号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで同意第1号の討論を終わります。

これから同意第1号について採決します。

同意第1号 むかわ町監査委員の選任につき同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 むかわ町監査委員の選任につき同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第19、同意第2号 むかわ町監査委員の選任につき同意を求める件を議題とします。

三上議員は、地方自治法第117条の規定による除斥の対象となりますので、審議終了まで除斥を求めます。

しばらく休憩します。

〔6番 三上純一議員 退場〕

休憩 午後 3時55分

再開 午後 3時55分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

同意第2号について提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） 同意第2号 むかわ町監査委員の選任につき同意を求める件について御説明申し上げます。

地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を得て、議員のうちから選任する委員

としまして、むかわ町汐見377番地、三上純一氏の選任同意を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

これから同意第2号について質疑を行います。

同意第2号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで同意第2号についての質疑を終わります。

これから同意第2号について討論を行います。

同意第2号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで同意第2号の討論を終わります。

これから同意第2号について採決します。

同意第2号 むかわ町監査委員の選任につき同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号 むかわ町監査委員の選任につき同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定しました。

三上議員の除斥を解除します。

しばらく休憩します。

〔6番 三上純一議員 入場〕

休憩 午後 3時57分

再開 午後 3時57分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま監査委員に選任されました三上さんから就任の挨拶の発言を求められておりますので、これを許します。

三上さん、登壇して御挨拶してください。

[6番 三上純一議員 登壇]

○6番（三上純一君） 今、選任いただきました監査委員の三上純一でございます。

議員経験においては先輩方には劣りますけれども、15年の議員生活、さらにこの4年間、議会運営委員会等で議会の活発化、そして行政の発展に自分なりに勉強もしたつもりでございます。何はともあれ、町がどういうふうに進化していくかというところが、やっぱりこれから問われるわけでありますので、そうした意味では、自分の経験を生かして頑張っていきたいというふうに思っておりますので、いろいろと御指導いただきたいなというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第20、同意第3号 むかわ町副町長の選任につき同意を求める件を議題とします。

本件に関する対象者の渋谷昌彦さんは、審議の都合上、一時退席を願います。

[渋谷昌彦副町長 退場]

○議長（小坂利政君） 同意第3号について提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

[竹中喜之町長 登壇]

○町長（竹中喜之君） 同意第3号 むかわ町副町長の選任につき同意を求める件につきまして、御説明を申し上げます。

地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意を求めるものでございますが、むかわ町美幸二丁目87番地18、渋谷昌彦氏を引き続き副町長に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

同意第3号について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで同意第3号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

同意第3号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで同意第3号の討論を終わります。

これから同意第3号 むかわ町副町長の選任につき同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号 むかわ町副町長の選任につき同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定しました。

〔渋谷昌彦副町長 入場〕

○議長（小坂利政君） ただいまむかわ町副町長に選任をされました渋谷昌彦さんから挨拶の発言を求められておりますので、これを許します。

渋谷昌彦さん、登壇して御挨拶をお願いいたします。

〔渋谷昌彦副町長 登壇〕

○副町長（渋谷昌彦君） ただいま選任の同意をいただきました。まことにありがとうございます。

再び、副町長という重責を担わさせていただくことになりました。気持ちも新たに、職員一丸となって、むかわ町の発展、そして町民福祉の向上に尽力してまいりたいというふうに考えております。議員の皆様には、今後ともよろしく御指導のほどお願い申し上げます。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第21、同意第4号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件を議題とします。

同意第4号について提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） 同意第4号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件につきまして、御説明いたします。

本件は、本年5月11日の任期満了に伴う教育委員として、むかわ町宮戸836番地6、高玉千代子氏を引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織と運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

同意第4号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで同意第4号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

同意第4号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで同意第4号の討論を終わります。

これから同意第4号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎同意第5号から同意第7号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第22、同意第5号から日程第24、同意第7号までのむかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件の3件を一括議題とします。

同意第5号から同意第7号までの3件について提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） 同意第5号 むかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件につきまして、御説明申し上げます。

本件は、本年5月10日の任期満了に伴う固定資産評価審査委員会委員として、むかわ町田浦200番地14、馬場信悦氏を引き続き任命いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

また、同意第6号 むかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件について、御説明申し上げます。

本件は、本年5月10日の任期満了に伴う固定資産評価審査委員会委員として、むかわ町美幸四丁目43番地、前田幸男氏を引き続き任命いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

続いて、同意第7号 むかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件について、御説明申し上げます。

本件は、本年5月10日の任期満了に伴う固定資産評価審査委員会委員として、むかわ町穂別679番地、中村由美氏を引き続き任命いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順序は同意番号順とします。

まず、同意第5号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで同意第5号の質疑を終わります。

次に、同意第6号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで同意第6号の質疑を終わります。

次に、同意第7号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで同意第7号の質疑を終わります。

これから同意第5号から同意第7号までの3件について討論を行います。

討論の順番は同意番号順とします。

まず、同意第5号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで同意第5号の討論を終わります。

次に、同意第6号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで同意第6号の討論を終わります。

次に、同意第7号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで同意第7号の討論を終わります。

これから同意第5号から同意第7号までの3件について採決します。

なお、採決の順番は同意番号順とします。

まず、同意第5号 むかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第5号 むかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意第6号 むかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第6号 むかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意第7号 むかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第7号 むかわ町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第25、議案第29号 むかわ町防災備蓄倉庫設置条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

大塚総務企画課主幹。

〔大塚治樹総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（大塚治樹君） 議案第29号 むかわ町防災備蓄倉庫設置条例の一部を改正する条例案につきまして、提案内容の御説明を申し上げます。

議案書35ページ並びに議案説明資料37ページの新旧対照表をお開きください。

提案理由でございますが、平成29年度事業としまして鶴川地区防災倉庫新築工事を実施し、3月5日に完成しまして、3月23日に請負業者から鍵の受け渡しをしたところでございまして、関係条例第2条（名称及び位置）に「鶴川防災倉庫」、位置としまして「むかわ町大原2丁目2番地1」を追加するものでございます。

鶴川防災倉庫には、旧鶴川河川事務所倉庫などに備蓄しておりました備蓄品の移動、ゲートボール場裏に格納してあります発電機や排水ポンプなどを今月中に移動させまして、供用を5月1日から開始し、今後の災害に備えるものです。

附則としまして、この条例を平成30年5月1日から施行するものです。

以上、説明申し上げます。よろしく御審議、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まずは、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号 むかわ町防災備蓄倉庫設置条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第26、発議第1号 むかわ町議会委員会条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

3番、山崎議員。

〔3番 山崎満敬議員 登壇〕

○3番（山崎満敬君） 発議第1号 むかわ町議会委員会条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本条例案は、議会議員の任期満了に伴う改選により議員定数が1名減となったことから、本条例における常任委員会の所管について所要の改正をするものであります。

説明の都合上、追加配付されました資料の3ページ、新旧対照表をごらんください。

第2条第1号中「総務厚生文教常任委員会」を「総務厚生常任委員会」に改め、同号エ中「教育委員会」を削り、同条第2項中「産業建設常任委員会」を「経済文教常任委員会」に改め、同号ウ中「農業委員会」を「教育委員会及び農業委員会」に改めるものであります。

2ページ、条例案をごらんください。

なお、附則として、この条例案は公布の日から施行し、この条例の施行の際、現にこの条例による改正前のむかわ町議会委員会条例の規定によるの際、現にこの条例による改正前のむかわ町議会委員会条例規定による常任委員会の委員、委員長または副委員長であるものは、この条例の施行の日に、この条例による改正後のむかわ町議会委員会条例の規定により、総務厚生文教常任委員会は総務厚生常任委員会、産業建設常任委員会は経済文教常任委員会の委員、委員長または副委員長に選任され、または互選されたものとみなすものであります。

また、この条例の施行の際に、現に改正前の条例に規定する常任委員会の所管事務調査事項及び付託されている継続審査事件は、それぞれ改正後の条例第2条の規定により、当該事項及び事件を所管することとなる常任委員会の所管事務調査事項及び付託された継続審査事件とみなすものです。

以上、申し上げまして、発議第1号の趣旨説明とさせていただきます。

よろしく御審議、決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 むかわ町議会委員会条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の所管事務調査の件

○議長（小坂利政君） 日程第27、閉会中の所管事項調査の件を議題とします。

議会運営委員会並びに議会広報委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、所管事項について閉会中の継続審査調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎監査委員挨拶

○議長（小坂利政君） ここで、辻代表監査委員から発言の申し出がありましたので、これを許します。

辻代表監査委員。

〔辻 圓治監査委員 登壇〕

○監査委員（辻 圓治君） 初めてこういう場所に立つんで、何か急に緊張が押し寄せて来たんですけれども、貴重な時間をいただきまして、心より感謝いたします。

20年という長い月日の中で、その間で合併もありました。そういう意味では、生まれ故郷が穂別町の栄で、青春時代は、以降は鶴川で過ごさせていただきました。そういう意味では生まれ故郷と青春時代を過ごしてきょうまで至った位置関係が一緒になったなというような気持ちが合併のときありました。そういう意味では一番、職員、議員の皆様も含めて、違和感がなかった一人じゃないかなというふうな感じはいたします。

全く知らない中で監査委員になりまして、一般町民というか、一町民の代表として行政等も含めて見させていただきまして。その中では、中島さんの口癖じゃありませんけれども、いいものはいい、悪いものは悪いというふうな形の中で見させていただきました。そういう中での特別成果というふうな部分はなかったのですけれども、自分自身では一生懸命やらせていただいたような気がします。

何せ、こういう20年という長い月日の中で、中島前議選監査委員さんを初め、議員の皆様、町長初め、職員の皆様には非常にお世話になって、御協力、御指導をいただきながら、きょうまで来させていただいたというふうな感謝の気持ちでいっぱいです。

ただ、これからはまた新しい体制の中で行政も含めて遂行されていく、そういうふうな希望大きい、きょうは出発じゃないかと思います。そういう中の新体制というふうな形で、これからは一町民として、議会の傍聴にも来させていただきながら関心を途切らせることなく、何かの形で協力をしていければというふうな形でおります。

皆様も、これは私の今、直近で感じていることなんですけれども、体に十分気をつけてお元気で、あすのための、むかわ町のために一層頑張りを期待して、御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（小坂利政君） これで今臨時会に付託された案件は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第1回むかわ町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 4時24分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

臨 時 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員